

条例指定寄附金を受け入れる法人・団体のみなさまへ

石川県では、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域住民の福祉の増進に寄与するものを、個人県民税の寄附金控除の対象として条例で指定しています。

■石川県が条例で指定した控除対象寄附金（個人県民税分）

石川県が条例で指定した控除対象寄附金は、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、県内に事務所を有する法人又は団体等に対する寄附金です。

平成21年1月1日以降に支出した寄附金から適用されています。

所得税の控除対象寄附金	個人県民税の控除対象寄附金
財務大臣が指定した寄附金 (国立大学法人、公立大学法人等への寄附金)	左記のうち、 <u>県内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金</u> (<u>県内事務所で収納された寄附金</u>) に限ります。
独立行政法人、自動車安全運転センター等に対する寄附金	
公益社団法人・公益財団法人に対する寄附金	
学校法人に対する寄附金 (学校の入学に関して支出した寄附金は除く)	
社会福祉法人に対する寄附金	
更生保護法人に対する寄附金	
国税庁長官、都道府県知事又は指定都市の長の認定又は特例認定を受けたNPO法人に対する寄附金	
認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	左記のうち、 <u>石川県知事又は石川県教育委員会の所管するもの</u>

※ 国、政党等に対する寄附金は控除対象となりません。

※ 学校法人については、特定公益増進法人の証明を受けている法人に限られます。

※ 県内各市町の個人市町民税の控除対象寄附金の指定状況については、各市町の住民税担当課へご確認ください。

■控除額

次の式により算出した額が、寄附をした年の翌年度の、寄附をされた方の個人県民税額から控除されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$$

また、寄附された方のお住まいの市町が条例で指定している控除対象寄附金に該当する場合は、次の式により算出した額が寄附をされた年の翌年度の個人市町民税額から控除されます。

$$(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 6\%$$

したがって、県・市町双方の条例で指定している控除対象寄附金に該当する場合は、控除額の計算式は次のとおりとなります。

$$\text{（寄附金額} - 2,000\text{円）} \times 10\%$$

※ なお、控除対象となる寄附金額の限度額は、寄附をされる方の総所得金額等の30%です。

■寄附を受け入れた法人・団体のみなさまへのお願い

1. 寄附をされた方への周知

寄附をされた方が寄附金控除の適用を受けるには、所得税の確定申告又は住民税の申告を行う必要があります。寄附をされた方に対して、「条例で指定した法人・団体等へ寄附をされた方へ」のチラシや「寄附金税額控除申告書」様式を配布いただく等、寄附金控除制度の周知にご協力ください。

2. 寄附金受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合は、寄附をされた方に対し、寄附金受領証明書（領収書）等、所得税の確定申告の際に添付を義務づけられている書類を交付してください。

※ 貴法人が私立学校法第3条に規定する学校法人又は私立学校法第64条第4項の規定により設立された法人である場合は、寄附をされた方に対し寄附金受領証明書（領収書）とともに、貴法人が特定公益増進法人である旨の証明書の写しを交付してください。

3. 寄附者名簿の作成・送付

石川県に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、寄附者名簿を作成してください。（作成例をご覧ください。）

寄附者名簿には以下の①～⑤の事項を記載してください。

- ①寄附をされた方の住所、②寄附をされた方の氏名、③受け入れた寄附金額、
- ④寄附金受け入れ年月日、⑤貴法人・団体の所在地・名称

寄附者名簿は、暦年ごとに石川県内の市町別に作成し、石川県内の各市町住民税担当課に寄附を受けた年の翌年の3月15日（税務署の閉庁日に当たる場合はその翌開庁日）までにそれぞれ送付していただきますようお願いいたします。また、作成した寄附者名簿は7年間保存してください。

※ 個人県民税の賦課事務は、市町が個人市町民税と併せて行っていますので、県に寄附者名簿を送付する必要はありません。

■お問い合わせ先

石川県総務部税務課

企画・税政納税グループ（寄附金税制全般について） TEL (076) 225-1271
課税・調査グループ（申告について） TEL (076) 225-1272
メールアドレス zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp FAX (076) 225-1275
ホームページアドレス <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/index2.html>

※ 県税に関するお知らせ「個人住民税の寄附金税制について」のページから「条例で指定した法人・団体等へ寄附をされた方へ」のチラシや寄附者名簿、申告書様式等をダウンロードできます。

（令和2年1月作成）